

# 相続に関する法情報の調べかたについて

- ① 相続についてのあれこれ
- ② 法情報の調べ方を知る
- ③ 法令の調べ方を知る
- ④ 判例・二次情報の調べ方を知る
- ⑤ 相続等について相談できる機関の紹介

※ウェブサイトの情報は

2018年12月12日現在のものです。

紹介する資料のタイトルの傍のイラストは資料・情報の形態を示しています。

・ 図書・雑誌資料



・ インターネット情報  
(無料・自宅等から閲覧可)



・ データベース情報  
(有料・埼玉県立図書館で無料閲覧可)



# 相続についてのあれこれ

- 「相続法」って法律があるの？
- 遺言は何歳からできる？
- 遺言を残すとどうなるの？
- 遺言ってどう残すの？
- 遺言がないときは遺産はどう分ける？

# 「相続法」って法律があるの？

「相続法」という名称の法律はありません。

「相続法」とは、民法の第5編（第882条～第1044条）のことを指します。

# 遺言は何歳からできる？

意思能力を有する15歳以上の人なら誰でも遺言をすることができます。

(民法第961条 15歳に達した者は、遺言をすることができます。)

# 遺言を残すとどうなるの？

法律で定められた方式に従って遺言を残すと、法律で定められた事項について法的な効力を生じます。「法律で定められた事項」とは、相続する人の指定・廃除や、遺産の分配・分配方法の指定などです。

それ以外の事項（「遺骨は海に撒いてほしい」「兄弟仲良く暮らすように」といった希望など）は、遺言に加えても問題はありませんが、法的な効力を生じません。遺言者の意思（遺志）が尊重されて実現するかどうかは関係者に任されています。

# 遺言を残すとどうなるの？

遺言によって、例えば以下のようなことを指定できます。

- ・ 相続する財産の指定
- ・ 相続の配分の指定
- ・ 法律で定められている相続人以外への相続
- ・ 条件をつけた相続（ペットの世話をすること等）

# 遺言ってどう残すの？

遺言は法律によってやり方（方式）が定められています。普通の方式のものと、病気などで死亡の危急に迫った人などが行う特別な方式のものがあります。

普通の方式のものには、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。

（民法第967条）遺言は、自筆証書、公正証書、秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。



# 普通的方式の遺言について

**自筆証書遺言**（民法968条）は、書面による作成を前提とし、遺言者が遺言状の全文、日付、氏名を自書し、押印することによって有効となる遺言です。最も安価な遺言方法であり、要求されている方式も簡便です。

**公正証書遺言**（民法969条）は、遺言者が公証人の面前で遺言の趣旨を述べ、公証人がこれを公正証書に作成する遺言です。

**秘密証書遺言**（民法970条）は、遺言者が遺言書に署名・押印した上、これを封印し、さらに公証人が遺言であることを証明した遺言です。



# 「公証人」とは？

公証人とは、判事や検事などを長く務めた法律実務の経験豊かな者で、公募に応じた者の中から、法務大臣に任命された公務員です。 (公証人法第13条)

国の公務である公務事務を担う公務員ですが、国から給与や補助金などの一切の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入によって事務を運営する事業者でもあります。

# 公証人に遺言作成を依頼するには？

公証人は「公証役場」という事務所で公証事務を行っています。公証役場は全国に約300箇所あり、熊谷市にも公証役場があります。遺言作成にかかる手数料は政令で定められており、全国一律です。

埼玉県熊谷市公証役場のウェブサイト (<http://kumagaya-kosyo.jp/>) によると、公証業務にかかわる相談は無料で行っているようです。また、無料の相談会なども開催しています。

# 遺言がないときは遺産はどう分ける？

遺言書がない場合、法定相続によって遺産が承継されます。法定相続では、民法で定められた人（法定相続人）のみに遺産が承継されます。配分の割合については民法で定められています。ただし、相続人全員の合意があれば、配分は自由に決められます。

# 法定相続人の範囲と順位 (民法887条～891条)

相続人には順位があり、より高い順位の人がいる場合、低い順位の人には相続人になりません。また、被相続人（死亡した人）の配偶者は常に相続人となります。

第1順位：被相続人の子

第2順位：被相続人の直系尊属（父母・祖父母）

第3順位：被相続人の兄弟姉妹

# 法定相続人の例

例 1 : 被相続人に子、配偶者、両親、弟がいる場合

→ 子と配偶者が法定相続人となる。

例 2 : 被相続人に父母、祖父、兄、妹がいる場合

→ 父母が法定相続人となる。

例 3 : 被相続人に配偶者、姉、弟がいる場合

→ 配偶者、姉、弟が法定相続人となる。

# 遺言がないときの遺産の配分について

遺産の配分については民法900条に割合が定められています。

- ・ 配偶者と子（第1順位）の場合はそれぞれ2分の1
- ・ 配偶者と直系尊属（第2順位）の場合は配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1
- ・ 配偶者と兄弟姉妹（第3順位）の場合は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1

なお、同順位の相続人が複数人いるときは、その中で等分します。

例：配偶者、子3人の場合 → 配偶者2分の1、  
子がそれぞれ6分の1ずつ

# 今までのような遺言・相続についての 基本的な知識や、手続きなどが知りたいときは...



図書・雑誌

- ・ 『磯野家の相続 波平の遺産は、どうなる！？』  
（長谷川裕雅著 すばる舎 2010）
- ・ 『相続に困ったら最初に読む本 専門家に頼む前に最低限  
知っておきたい15のこと』  
（曾根恵子著 ダイヤモンド社 2014）
- ・ 『これで安心遺言のすべてQ&A』  
（松尾英夫編著 民事法情報センター 2010）  
等の資料があります。



# 遺言・相続の調べ方についての疑問

- ・ そもそもどうやって調べたらいいの？
- ・ この事項の根拠は何？
- ・ ~という結論は過去の裁判例によるものらしいけど、その裁判例が見たい！
- ・ ~について専門家による解説や論文はないだろうか...  
→ こういったことの調べ方をお教えします！

# 法情報の調べ方を知る

- 「法情報の調べ方入門」  
（ロー・ライブラリアン研究会編 日本図書館協会 2015）
- 「リーガル・リサーチ」  
（いしかわまりこ著 日本評論社 2016）
- 《リサーチ・ナビ》（国立国会図書館）

「法情報の調べ方入門 法の森のみち  
しるべ JLA図書館実践シリーズ 28」  
(ロー・ライブラリアン研究会編 日本図書館協会 2015)



図書・雑誌

法情報についての知識とリサーチのテクニック、多様な資料の使い方をわかりやすく解説した資料。

法律の専門家でない図書館司書のために書かれているため、法律の知識がない人にも使いやすい本。

2017年9月に補訂版が出版されている。

# 「リーガル・リサーチ 第5版」

(いしかわまりこ [ほか] 著 日本評論社 2016)



図書・雑誌

日本法の法令・判例・文献を網羅したハンドブック。

最新のデジタルコンテンツ、データベースの情報もフォローしている。

2018年12月現在、第5版まで出版されている。

さまざまな法情報を調べるのに役立つ、図書・雑誌・論文・

データベース・ウェブサイトなどを紹介しているほか、

図書・論文・新聞記事など文献ごとの調べかたも紹介している。

# 「リサーチ・ナビ」（国立国会図書館）

(<http://rnavi.ndl.go.jp/rnavi/>)



ウェブサイト情報

国立国会図書館職員による、調べものに有用な資料や情報等を紹介したウェブサイト。特定のテーマや資料群別に紹介している。法情報の調べ方としては、日本の法令の調べ方や判例の調べ方等を紹介している。

# 法情報の種別

- 法令

文書で書き表され、一定の手続きに従って制定・公布された法。

例：憲法、条例、法律、命令、条令

- 判例

過去に裁判所が下した判断。またはその中で先例としての価値があるもののみを指すこともある。

- 二次資料

法令や判例について専門家が解説した資料。教科書や雑誌記事、論文、逐条解説など。

# 法令の調べ方を知る

- 『六法全書』（有斐閣）
- 《日本法令索引》（国立国会図書館）
- 《e-Gov法令検索》（総務省）



# 「六法全書」 （有斐閣）



図書・雑誌

六法（憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法）等、主要な法令を収録した書籍。

「六法全書」という名称の書籍は有斐閣から出版されているが、特定分野に関連する主要な法律を集めた

「〇〇六法」（金融六法等）や、収録範囲を狭めてコンパクトにしたもの（ポケット六法等）、法令に関連した判例も収録されているもの（判例六法等）などが多数存在する。

# 「日本法令索引」 （国立国会図書館）

(<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>)



ウェブサイト情報

省令以上の法令について、制定・改廃経過等の情報を検索できるデータベース。後述の「e-Gov法令検索」（総務省）の法令全文へのリンクがあるため、法令を検索し、その全文をすぐに見ることができる。

# 「e-Gov法令検索」 （総務省）

([http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/))



ウェブサイト情報

各府省が確認した法令データを公開しているウェブサイト。

法令の全文をみることが出来る。法令データの更新は、各府省が官報を確認しながら行うため、官報の公布後データが更新されるまでに多少時間がかかる。

法令名検索のほか、五十音順、事項別、法令番号からの検索が可能。

# 判例・二次資料の調べ方を知る

- 《裁判例情報》（裁判所）
- 《D-1Law.com》（第一法規）
- 判例雑誌
- コメントール（逐条解説書）

# 《裁判例情報》（裁判所）

([http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1))



ウェブサイト情報

「最高裁判所判例集」「高等裁判所判例集」  
「下級裁判所裁判例速報」「行政事件裁判例集」  
「労働事件裁判例集」「知的財産裁判例集」に区分されて  
掲載されている。それぞれ主要な判決のみが掲載されて  
おり、すべての判決等が掲載されているわけではない。

「最近の判例一覧」から読める判例は、最も速報性がある。

# 《D-1Law. com》（第一法規）



データベース

法令、判例とこれを理解するための要旨・解説情報、また、幅広い収録対象誌から収集した約64万5千件の文献情報等の法情報を登載。フリーキーワード検索も可能。「法律判例文献情報」は、法律関係の図書・雑誌論文・記念論文集収録の論文・署名入り新聞記事が検索可能。

判例ごとに重要度を設定しており、重要度の高い判例が分かるようになっている。



# 判例雑誌



図書・雑誌

判例雑誌には、判例全文のほか、判例の概要・解説・コメントが掲載されている。代表的な判例雑誌として、「判例時報」（判例時報社）、「判例タイムズ」（判例タイムズ社）、「ジュリスト」（有斐閣）、「法学セミナー」（日本評論社）、「法律時報」（日本評論社）などがある。

「別冊ジュリスト」（有斐閣）の「判例百選」シリーズのような、法分野ごとの重要な判例とその解説をまとめたものも存在する。



# コンメンタール（逐条解説書）



図書・雑誌

法令の一条文ごとに解説する資料。

相続についての代表的なコンメンタール

- ・ 「別冊法学セミナー No. 245（新基本法コンメンタール 相続）」（日本評論社 2016）
- ・ 「注釈民法 26～28」（谷口知平ほか編 有斐閣）

# 相続等に関する相談場所

- **日本司法支援センター（法テラス）** ※法テラス熊谷事務所あり  
弁護士による無料の法律相談を実施
- **熊谷市役所 市民相談室**  
弁護士や公証人による無料の法律相談を定期的に実施
- **熊谷市立商工会館**  
司法書士による無料法律相談会を実施
- **埼玉県事業引継ぎ支援センター（さいたま商工会議所内）**  
事業の引継ぎに関する相談を受付

# 参考文献

- 「別冊法学セミナー No. 245（新基本法コンメンタール 相続）」  
（日本評論社 2016）
- 『磯野家の相続 波平の遺産は、どうなる！？』（長谷川裕雅著 すばる舎  
2010）
- 『相続に困ったら最初に読む本 専門家に頼む前に最低限知っておきたい15の  
こと』（曾根恵子著 ダイヤモンド社 2014）
- 『これで安心遺言のすべてQ&A』（松尾英夫編著 民事法情報センター  
2010）
- 『法情報の調べ方入門 法の森のみちしるべ JLA図書館実践シリーズ  
28』（ロー・ライブラリアン研究会編 日本図書館協会 2015）
- 《日本公証人連合会》（<http://www.koshonin.gr.jp/> 日本公証人連合会）